

国保の加入・脱退は14日以内に届出を

問 国保年金課国保係 ☎95-9891

会社などの健康保険をやめたり、新たな健康保険に加入したときは国保加入・脱退の届け出が必要です。加入の届出が遅れると、国保の加入資格が発生した日（前の健康保険の資格を喪失した日）まで遡って保険税を納めることとなります。また、脱退の届出が遅れると、資格が無くなった後で国保の保険証を使って受診した場合、国保で負担した医療費を返還することとなります。

	こんなとき	届出に必要なもの
加入する	他の市町村から転入した	転出証明書
	職場などの健康保険を脱退した (健保などの被扶養者から外れた)	職場の健康保険をやめた証明書 ※脱退日から14日以内に証明書が届かない場合は、期限内に相談してください。
	生活保護を受けなくなった	保護廃止通知書
脱退する	他の市町村へ転出する	保険証
	職場などの健康保険に加入した (健保などの被扶養者になった)	国保と健保の保険証
	生活保護を受ける	保険証、保護開始通知書
	死亡した	保険証、喪主を証明するもの、葬祭費を振込む口座番号の分かるもの
その他	住所、世帯主、氏名などが変わった	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になった	保険証
	修学のため子どもが他の市町村に住む	保険証、在学証明書
	保険証を破損・紛失した	破損した保険証

※全ての手続きにマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類が必要です。また、マイナンバーカードを持っていない人は、マイナンバーの分かるものと顔写真付身分証明書も持参してください。

▼口座振替に協力してください

国民健康保険税の納付は原則口座振替をお願いしています。加入・変更手続きの際には口座番号の分かるものとその届出印を持参してください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

▼マイナ保険証を利用するメリット

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられます。マイナ保険証を利用し、医師などと過去の情報を共有した場合、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時などの医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

▼マイナ保険証を利用するために

①マイナンバーカードを申請 ②マイナンバーカードを健康保険証として登録

手続きには時間の余裕をもって来庁してください

問 市民課戸籍係 ☎95-9880 市民係 ☎95-9881 住民記録係 ☎95-9882

毎年、3月中旬から5月中旬は市民課窓口が混みあいます。特に連休前後や4月1日、休日明けの午前中、10時から14時頃までは、例年大変混雑し、待ち時間が長くなります。マイナンバーカードを持っている人は、全国のコンビニで証明書を取得できるサービスがあります。詳しくは問い合わせてください。

▼住民票や戸籍、印鑑登録などの証明書の申請や住所異動の手続きには、有効期限内の本人確認書類が必要です
本人確認書類いずれか1点…マイナンバーカード、運転免許証、旅券など顔写真のある官公署発行のもの
いずれか2点…健康保険証、介護保険証、年金手帳など ※持っていないと手続きできない場合もあります。